

まちづくり局が発注する営繕工事「入札時積算数量書活用方式」Q & A

(令和8年4月)

このQ & Aにおける回答については、国土交通省官庁営繕部等が作成したQ & Aに基づき、川崎市まちづくり局が発注する営繕工事における対応を示したものです。

【総括】

問1. 「入札時積算数量書活用方式」の試行実施の目的は何か。

以下の3点があります。

- ・発注者の積算数量に関して、発注者が受注者からの協議に応じることを明確にすることで、入札参加者による発注者積算数量の活用がより促進され、入札参加者の積算の一層の効率化に寄与する。
- ・契約後に、発注者の積算数量に疑義があった場合の受発注者による協議が円滑に行える。
- ・協議等の結果、適正な数量に基づいた請負代金額となることで、公共建築の品質確保や契約の適正化に資することに繋がる。

問2. 「入札時積算数量書活用方式」は従来の数量公開制度と何が異なるのか。

従来の数量公開制度において公開してきた数量書はあくまでも、入札公告時における入札説明書等の添付資料であり、「設計図書」ではなく、「参考数量」であり、契約後の取扱いについて明確な位置づけがありませんでした。今後は、躯体の数量疑義など設計図書の変更を伴わない数量疑義に対しても、協議を行い、設計変更が可能となります。

本方式では、入札手続き時に発注者が示す数量書「入札時積算数量書（金抜き内訳書）」の契約後の取扱いに関し、「入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等」を規定しています。

問3. 入札時積算数量書に記載されている数量は、いわゆる「契約数量」ということでよいのか。

「入札時積算数量書及び別紙明細」（金抜き工事内訳書及び別紙明細）は入札公告時における入札説明書等の添付資料であって、設計図書ではないことから、入札時積算数量書にある数量自身の施工（履行）を求めるという意味でのいわゆる「契約数量」ではありません。

このため、入札時積算数量書及び別紙明細にある数量の施工確認・検査も行いません。

入札時積算数量書の扱いについては、特記仕様書や要領においてその位置づけを規定し

ており、入札時積算数量書の数量を基に、確認請求や協議を踏まえ、積算数量の変更は川崎市工事請負契約約款第 19 条に基づく指示協議書を交わし、請負代金の変更を行います。

引き続き、設計図書の変更に伴う請負代金の変更は川崎市工事請負契約約款第 20 条に基づく指示協議書を交わした上で、請負代金の変更を行います。

問 4. 本方式は、現場施工数量による精算変更をすることを目的としているのか。

本方式の目的は、当初入札手続き時に発注者が示した入札時積算数量書に疑義があった場合の契約後の協議について明確化し、協議等の円滑化を目的とするものです。

このため、現場施工数量に基づいた精算変更（設計変更）を目的とするものではなく、数量基準（積算情報）に基づく積算数量の変更を目的とします。

【手続き】

問 5. 入札時積算数量書の積算数量を活用しなかった場合には、入札が無効となるのか。

本方式は、入札時積算数量書の活用を義務づけるものではありませんので、入札参加者が入札時積算数量書の積算数量と異なる数量を用いた工事費内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。

問 6. 本方式を活用しようとするときの事務手続きは、どうすればよいか。

入札時積算数量書に基づく内訳に相当する数量及び単位が異なる項目がある場合は、契約後 7 日以内に、数量内訳書を監督員に提出する必要があります。

提出がない場合は、入札時積算数量書と数量内訳書における数量及び単位が同一であるものとします。

なお、提出があった場合、入札時積算数量書と数量内訳書における数量及び単位が同一でない項目については、協議を求めることはできません。

問 7. 入札手続き時における質問を受け、回答の際、入札時積算数量書の積算数量が訂正となる場合、入札参加者はどの数量を活用すればよいのか。

入札手続き時に入札参加者からの質問を受け、入札時積算数量書及び同別紙明細の積算数量に訂正が必要となる場合は、以下の方法で回答することになります。

①入札手続き時の質問回答において訂正後の数量を回答します。このため、入札時積算数量書の積算数量を活用する場合には、訂正された数量を活用して積算して下さい。

問 8. 本方式においては、数量内訳書の提出の際には別紙明細も提出する必要があるのか。

本方式においても、数量内訳書の提出において、別紙明細に対応した内訳書の提出は義務としていませんので、受注者において適宜判断して下さい。

問 9. 本方式では、積算基準では計上されない自社独自の項目や費用を盛り込んだ数量内訳書を提出してはいけないのか。

問 5. の回答にあるとおり、本方式は、入札時積算数量書の積算数量や書式の使用を義務づけるものではありません。

このため、入札参加者が独自の数量や項目を盛り込んだ数量内訳書を提出したとしても、その入札を無効とすることはありません。

なお、入札参加者が独自に盛り込んだ数量や項目については、入札時積算数量書活用方式に基づく協議及び請負代金額の変更をすることはできません。

【協議等】

問 10. 発注者の積算数量に疑義があった場合には、発注者は受注者からの全ての協議に応じて貰えるのか

以下の場合を除き、入札時積算数量書の積算数量に疑義があった場合には協議に応じません。

- ・ 入札時積算数量書の細目別内訳の数量が一式表示となっている場合
- ・ 入札時積算数量書の疑義数量と入札参加者が入札時に提出した工事費内訳書の当該数量が同一でない場合
- ・ 当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了している場合

問 11. 入札時積算数量書において、本来あるべき項目がない場合にも、発注者に対して確認の請求ができるのか。

数量基準に基づき本来項目としてあるべきものがない場合については、当該項目に関する確認の請求が可能です。なお、入札時積算数量書の細目別内訳の数量が一式となる項目や既に当該疑義にかかる積算数量の部分の工事が完了している場合は除きます。

問 1 2. 要領にあるとおり、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了するまでは受注者は確認を請求できるということで良いか。

ご質問のとおりです。

しかし、施工に先立ち、遅くとも施工計画書提出時や材料調達のための発注までに、受注者においても数量を算出・確認されると思いますので、早めの対応をお願いします。

積算数量の部分の工事を遅らせることによる、工期延期の請求は認めません。

問 1 3. 契約時に数量内訳書を提出していなかったが、後日、提出すれば協議に応じてもらえるのか。

契約後 7 日以内に数量内訳書の提出がない場合は、数量内訳書と入札時積算数量書との数量及び単位が同一であるとみなし、協議に応じることが可能です。

なお、入札時積算数量書に基づく内訳に相当する数量及び単位が異なる項目がある場合は、契約後 7 日以内に、数量内訳書を監督員に提出する必要がある、提出した場合、その項目については協議対象外となります。

問 1 4. 「入札時積算数量書の積算数量」と「現場の施工数量」に乖離が大きい場合には、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

本方式において協議の対象としている入札時積算数量書の積算数量は、数量基準（積算情報）による基準（公共建築数量積算基準及び公共建築設備数量積算基準）に基づき算出された数量であり、施工数量ではありません。

このため、施工数量に対して本方式を活用した協議及び請負代金の変更を行うことはできません。

なお、施工数量との乖離ではなく、数量基準に基づき算出した数量として乖離が大きい（疑義がある）場合において協議が可能となります。

問 1 5. 受注者独自の数量算出方法によると、入札時積算数量書の積算数量と差があるので、本方式を活用して協議及び請負金額の変更をして貰えるのか。

本方式は発注者が適用している数量基準（積算情報）に基づくものであるため、受注者独自の数量算出方法に基づいた数量に対して協議及び請負代金の変更をすることはできません。

問 1 6 . 入札時積算数量書の積算数量と数量内訳書の数量が全て一致しないと協議に応じないのか。

本方式は、契約後、入札時積算数量書の細目別内訳の項目（一式を除く。）における積算数量に疑義が生じた場合、疑義部分の数量が受発注者とも一致している部分について協議を行うことができるとするものです。

つまり、全ての項目における数量が一致している必要はなく、当該疑義数量に関して数量が一致していれば、協議は可能です。

問 1 7 . 入札時積算数量書の細目別内訳において、一式とされた項目は本方式の協議の対象外となっているが、当該項目に疑義があった場合にも全く協議に応じて貰えないのか。

入札時積算数量書の細目別内訳において一式とされた項目は協議対象となりません。

なお、入札手続き時に一式とされた項目の別紙明細に疑義が生じた場合には、質問受付期間中に、質問することができます。質問して頂ければ、発注者側で確認の上、必要に応じ積算数量を訂正し、訂正後の積算数量を公開したうえで、予定価格にその訂正を反映させる等の対応を行います。

問 1 8 . 受注者からの確認の請求においては、どのような資料を提出する必要があるか。

当該数量に対して疑義を生じるに至った根拠（受注者が数量基準に基づき積算した数量と入札時積算数量書の数量の異なる部分を明示する。）を詳しく提出して頂く必要があります。根拠が不足している場合は、協議を行うことはできません。

なお、具体的な資料については、疑義の対象となる項目において異なるため、予め監督員と相談して下さい。

問 1 9 . 設計図書の変更があった場合の変更協議に関して、当初入札時に発注者の積算数量を活用していないと協議を行うことができないのか。

本方式は、当初入札手続き時に発注者が示した積算数量に関し疑義が生じた場合の対応（約款第 1 9 条）を規定したものであり、契約後の設計図書の変更に伴う協議（約款第 2 0 条）を何ら拘束するものではありません。

このため、入札時積算数量書と受注者が提出した数量内訳書の数量の一致・不一致とは全く関係なく協議可能です。

問 2 0 . この方式による協議は、受注者からのみか。

過少数量だけでなく、発注者の再確認により過大数量が発覚した場合等、数量の増減による協議を発注者側から受注者に対し行うことが可能です。

問 2 1 . 設計変更における積算数量書についても入札時積算数量書として扱えるか。

変更後における積算数量書は、指示協議書を交わした上で、設計変更するための資料であり、本方式にいう入札時積算数量書でなくなるものとします。よって、その後疑義が生じた場合でも、協議対象とならないものとします。

問 2 2 . 「入札時積算数量書活用方式」に基づき協議を行う際、様式は定められているのか。

疑義を生じるに至る根拠資料、協議における議事録に基づき、訂正後の積算数量について、指示協議書を交わすことを想定しています。

【その他】

問 2 3 . 本方式においては、入札参加者は入札に際して、自ら数量の積算を行う必要がないということでしょうか。

本方式は、入札に際して、入札参加者自らが数量積算されているか否かを拘束するものではありません。

入札参加者は自ら適切に積算を行う必要があると考えています。

その上で、自らどの程度数量積算を行うかについては入札参加者において適切に判断して下さい。

問 2 4 . 入札時積算数量書は契約書に綴じこむのか。

入札時積算数量書は設計図書ではないので、契約書へ綴じこみません。